

京丹波町教育振興基本計画

～学校・家庭・地域総がかりで育む子育てからひとづくりへ～



平成26年4月 京丹波町教育委員会

●計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

今日わが国においては、国際化、高度情報化、少子高齢化、さらには価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、社会が大きく変化してきています。これからますます激しくなっていく社会の変化と教育をめぐる課題に対応していくために、国においては、平成18年12月に制定から約60年を経て教育基本法を改正・施行いたしました。改正教育基本法においては、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、人格の完成や個人の尊厳などこれまでの同法で掲げていた普遍的な理念は大切にしつつ、「公共の精神の尊重」「豊かな人間性と創造性」「伝統の継承」を新たに規定するとともに、新しい文化の創造をめざす教育を推進することとされています。

さらに、この教育基本法の理念を実現するために、より具体的に教育を振興していく道筋を明確にすることが重要であるとの観点から、平成20年7月に教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育基本法第17条1項に基づく「教育振興基本計画」が閣議決定されました。

また、平成23年に京都府教育委員会では、国の教育振興基本計画の策定を踏まえ京都の未来を創造する人づくりに向けて京都府の教育の基本理念や推進すべき方向性を示した、「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」が策定されました。

これらを受けて京丹波町教育委員会では、平成24年12月に京丹波町教育振興基本計画策定委員会を立ち上げ、議論を重ねてきました。教育基本法第17条第2項に基づき国及び府の教育理念を参酌して将来を展望し、今後の本町の教育の方向性や取り組むべき施策などを総合的・体系的に示すことを目的として、本町の実情に応じた教育の基本的な計画となる「京丹波町教育振興基本計画」をここに策定しました。

計画の期間

京丹波町教育振興基本計画は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

本計画では、京丹波町の教育の基本理念を定め、今後10年間を見通した「めざす子ども像」や6つの「基本目標」を掲げて取組を推進していきます。

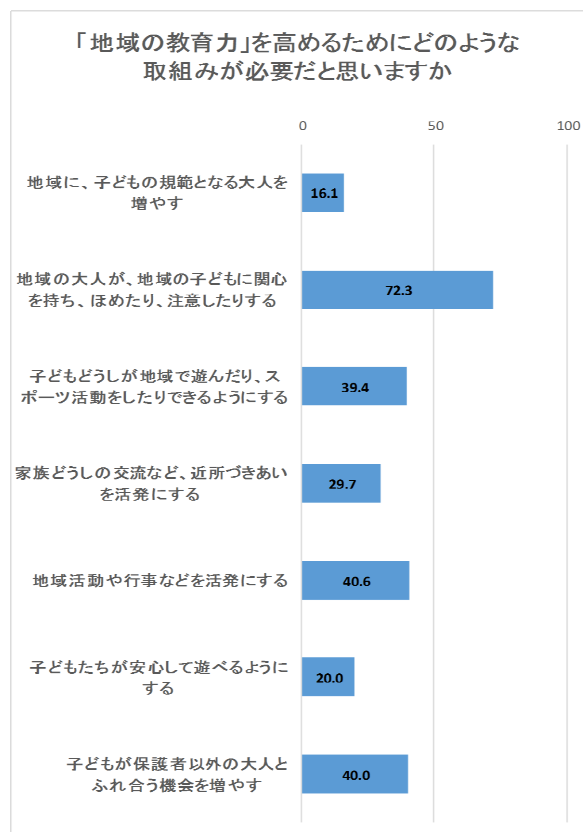
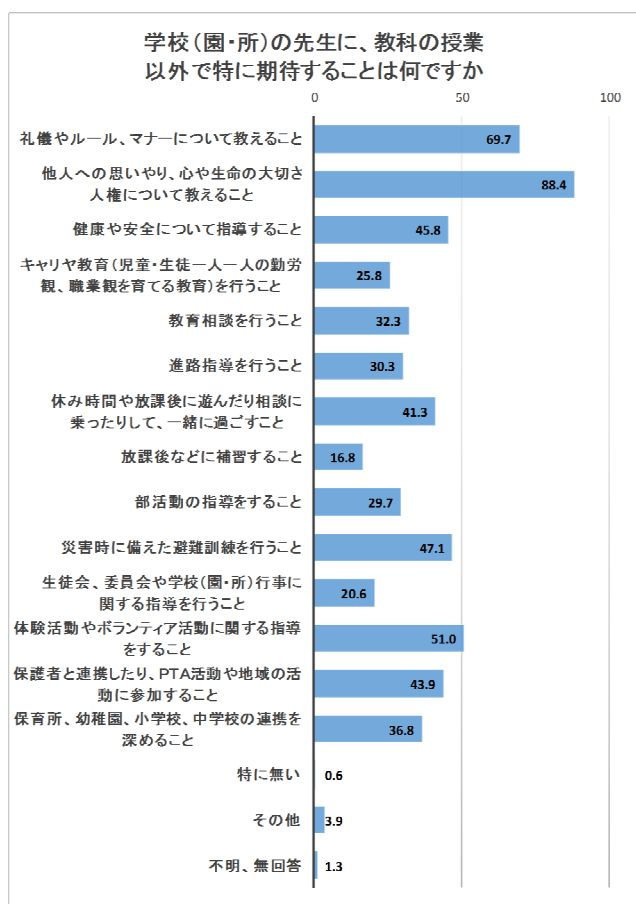
●アンケートから見える京丹波町の教育を取り巻く現状

町民アンケートから

教育振興基本計画策定にあたって、町民や保護者のみなさんに教育アンケートを実施いたしました。その結果、子どもの授業の理解度に関する保護者からの回答において、『理解している』が、およそ7割となり、概ね満足している傾向が見られます。

また、京丹波町民や保護者が授業以外で学校に期待することは、「他人への思いやりの心や生命の大切さ、人権について教えること」が（町民：88.4%、保護者：81.3%）最も高くなっています。次いで、「礼儀やルール、マナーについて教えること」（町民：69.7%、保護者：69.8%）が7割近くの回答になるなど「心の成長」や「人間関係」にかかわる教育への期待が非常に高い現状が見えてきます。

世代を超えた学びの環境においては、「地域の教育力を高めるために、どのような取組が必要だと思いますか。」という設問に対して、町民、保護者ともに「地域の子どもたちに関心を持ち、ほめたり、注意したりする。」が、それぞれ72.3%、62.0%と最も高くなっています。



●計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「学校・家庭・地域総がかりで育む子育てからひとづくりへ」

(2) めざす子ども像

「元気なあいさつ、明るい笑顔、
仲間を大切に未来に向かって進む京丹波っ子」

(3) 基本目標

- ① 子どもの健やかな成長を支える教育を推進する。
- ② 学校・家庭・地域連携により子育てに励む。
- ③ 質の高い学力を育てる環境づくりを推進する。
- ④ 食の宝庫としての特色を生かし、食育を推進する。
- ⑤ 町民が生き生きと学び合い、活動する意欲を高める。
- ⑥ 京丹波の自然、歴史、文化に対する意識を高め、地域文化を育み継承する。

●施策の展開

① 子どもの健やかな成長を支える教育を推進する

○就学前の保育・教育の充実

- ・ 保育所、幼稚園、小学校との連携の推進
- ・ 特別な支援が必要な幼児に対する適切な指導体系の確立と教育相談の充実

○子どもの確かな学力の向上

- ・ 基礎、基本の定着
- ・ 活用する力の育成
- ・ 学習意欲の向上



○ふるさとを愛し、豊かな心と体を育む教育の推進

- ・ 人への思いやり、豊かな感性、情緒の育成
- ・ ふるさとの伝統と文化を守り、受け継ぎ、新たな文化を創造する心と技の育成
- ・ 体力の向上と健やかな身体の育成

○差別のない一人一人の尊厳を大切にする人権教育の推進

- ・ いじめや体罰を許さない教育の推進
- ・ 人権尊重の理念や様々な人権問題に関する指導方法の工夫改善
- ・ 新たな人権課題への的確な対応

○特別支援教育の推進

- ・ 特別なニーズに対応した教育の推進
- ・ 校内体制の充実及び幼児、児童、生徒の実態把握
- ・ 保護者及び地域社会への啓発の充実

② 学校・家庭・地域連携により子育てに励む

○家庭の教育力の向上

- ・ 親のための学習活動支援の充実
- ・ 家庭教育に関するサポート体制の充実

○教育を支えるコミュニティづくりと地域の教育力の向上

- ・ 地域社会の力を生かした活動の充実
- ・ 地域社会による学校支援活動の充実

○青少年の健全育成

- ・ 子どもの健全育成のための環境づくり
- ・ 福祉体験等による社会性の育成
- ・ 子どもの安心安全を確保するための体制づくり



○地域と連携した人材育成

- ・ 地域人材、地域教材の有効活用

③ 質の高い学力を育てる環境づくりを推進する

○教職員の資質や指導力の向上

- ・研修システムの充実

○地域に開かれた学校づくり

- ・地域の教育力を生かす取組

○安心安全な教育環境の整備

- ・学校危機管理、安全対策の充実
- ・学校施設整備の充実

○適切な教育環境の整備

- ・少子化への対応
- ・小中一貫教育の取組
- ・特別支援教育の充実
- ・学校規模適正化の検討



④ 食の宝庫としての特色を生かし、食育を推進する

○各校園等で食育を基盤とした特色ある取組の推進

- ・各校園の食育推進計画の充実
- ・安心安全で栄養バランスに配慮した給食の提供

○家庭における食育の充実

- ・家庭向けの研修会の充実
- ・若い世代への取組推進

○ふるさとの食材を生かした食育の推進

- ・地元産食材を生かした学校給食の推進

○食文化の理解と継承

- ・学校、家庭、地域社会の連携強化



⑤ 町民が生き生きと学び合い、活動する意欲を高める

○人権教育の推進

- ・多様な学習内容、機会の提供
- ・主体的な人権学習活動の推進

○生きがいづくりを支援する生涯学習の推進

- ・高齢者と子どものふれあいを通じた学校の活性化
- ・町民の主体的な学習機会や学習情報の提供
- ・関係機関と連携した生涯学習推進への支援
- ・学習を地域に広げる人材づくり

○図書室を活用した読書活動の推進

- ・読書環境の整備充実

○生涯スポーツの振興

- ・ホッケー、カヌーをはじめ多様なスポーツの振興
- ・関係機関と連携した生涯スポーツ推進への支援



⑥ 京丹波の自然、歴史、文化に対する 意識を高め、地域文化を育み継承する

○自然環境保全の意識向上

- ・歴史的、文化的景観の保存と活用

○町民の文化、芸術活動の推進

- ・文化芸術に親しむ機会の充実

○歴史、伝統文化の保存と継承

- ・文化財の保存と活用
- ・世代間交流の積極的な展開と後継者の育成支援



●計画の推進に向けて

①計画の推進体制

京丹波町教育振興基本計画の取組を実現していくため、行政、学校・園、家庭、地域社会などが京丹波町の教育の「基本理念」や「めざす子ども像」さらに「基本目標」を共有し、協働の体制のもとお互いに連携・協力を図りながら効果的に施策を推進します。

②計画の進行管理と見直し

京丹波町の教育の基本理念を実現するために6つの「基本目標」については、概ね今後5年間で取り組む事項としています。そして、施策の進捗状況や新たな課題、社会状況の変化などを踏まえて、5年程度で計画の中間見直しが必要であると考えています。

③計画の周知

京丹波町の教育の一層の振興を図るためには、町民一人一人が主体となって、自らが学び他者に働きかけるなど、町全体で教育についての関心を更に高め、学校・園、地域社会、行政が一体となって推進していくことが重要だと考えています。

そのために、本町における教育の課題や基本理念、基本目標などが共有できるようにパンフレットなどを作成するとともに、学校教育や社会教育などの関係者への周知を図ります。また、教育振興計画に係る講演会や広報誌やホームページなどによる積極的な情報発信を実施します。

京丹波町教育振興基本計画 平成26年4月発行

京丹波町教育委員会

〒629-1192 京都府船井郡京丹波町本庄ウエ16番地

電話 0771-84-0028

FAX 0771-84-2100

<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoutanba-be/cms/>

